

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- 何が含まれるか
- 何が除外されるか
- あなたは何ができるか

開示規定を再構築する

SEC 概念リリースが、規則 S-K に対するコメントを求める

クリスティーン・メイザー(Christine Mazor)、リサ・ミトロビッチ(Lisa Mitrovich)及びダグ・ランド(Doug Rand) (デロイト&トウシュ LLP)

2016年4月13日、SECは全会一致で、**概念リリース**¹(当リリース)の発行を承認した。これは規則 S-K の特定の事業及び財務開示規定の現代化に対する構成員からのフィードバックを求めるものである。規則 S-K の主要規定は、公開会社に関する非財務諸表開示規定に関する中心的な収納場所であるが、30年を越える過去に設定され、これら規定の現代化及び最適化が、新興事業モデル、新技術及び投資者の関心の変化の結果、おそらく必要とされるであろう。

当リリースは、SEC が実施中の**開示有効性**への取り組みの一環であり、当委員会による公開会社の開示、表示、及び引き渡し(delivery)規定の広範なレビューである。それは、登録者以外の特定の事業体に適用される規則 S-X における財務開示規定の有効性に対するフィードバックを求めた昨秋における SEC の**コメント要請**の発行に続くものである²。

何が含まれるか

当該計 341 ページのリリースは、規則 S-K の包括的歴史を提供するものであるが、一般的なものから極めて具体的なものまで、340 のコメント要請を含んでおり、以下のようなトピックに対処している。

- **全体的開示フレームワーク**—当リリースは、原則主義(principles-based)開示規定及び規範的(prescriptive)開示規定の有効性、重要性、並びに開示に関する聴衆に関するインプットを求めている(例えば、ファイリング作成時に登録者により想定されるべき投資者の知的水準、及び異なる投資者は、異なる情報を必要とするか否か)。当リリースはまた、構成員に、コンプライアンス及び開示の競争コスト、並びに登録者と投資者の双方に対する開示の便益について議論することを求めている。
- **投資及び投票意思決定に関する開示**—当リリースは、規則 S-K における具体的事業及び財務開示規定に焦点を当てている、その多くは、最初に受諾されて以降、若干変更された。SEC は、「[当該規定が、]投資家が投資及び投票意思決定に必要とする情報を提供し続けているか否かを評価する」、又は陳腐化している若しくは不必要である可能性があるか否か、を評価することを目指している。これらには、以下事項に関連する規定が含まれる。

¹ SEC Concept Release No. 33-10064, *Business and Financial Disclosure Required by Regulation S-K*.

² コメント要請に関する更なる情報については、デロイトの 2015 年 10 月 6 日付 *Heads Up* を参照のこと。

- **核となる会社の事業情報**—当リリースは、登録者の事業、技術及び知的財産権、政府契約及び規制、従業員、並びに財産に関連する開示規定に関するインプットを求めている。当リリースにおける具体的質問は、投資者に対する、当該核となる事業情報の有用性、及び追加的又は削減された開示規定が検討されるべきであるか否かに焦点を当てている。
- **会社業績、財務情報及び将来見通し**—当リリースは、SEC が、選定された及び補完的な財務データ表に関する規定を修正又は排除すべきか否かに関する質問を含んでいる。それはまた、MD&A 開示の全体的な質を改善する方法に関するインプットを求めており、具体的に、回答者に対し、将来見通し情報、主要指標、業務結果、流動性及び資本源泉、オフ・バランス・シートの取り決め、契約上の義務、並びに特に重要な会計上の見積りに関連する規定に対するコメントを要請している。加えて当リリースは、MD&A における比較期間は、3 年間に代わり、2 年間の結果について議論すべく改訂されるべきか否か、及び監査人の関与が、MD&A 並びに選定された及び補完的な財務データ表に関して、要求されるべきか否かに関するフィードバックを要求している。
- **リスク及びリスク管理**—当リリースは、登録者が、上位 10 件のリスク・ファクターを識別及びランク付けすべきか否かを含む、リスク・ファクターの開示を改善する方策に対するフィードバックを求めている。加えて、(1)登録者は、彼らのリスク管理プロセスを説明すべきか否か、(2)現行のリスク開示規定において、登録者が実効的に、勃興しつつあるリスク及び投資者に最も重要であるリスクを伝達し、過度に一般的な開示を避けているか否か、及び(3)市場リスク開示のコスト及び便益に関して質問している。
- **登録者の証券**—当リリースは、資本株式及び最近の未登録証券の売却を説明する規定に関するインプットを要請している。これには、当該情報が、現行規定から除外、又は代替的方法により提供されるべきか否か、が含まれる。
- **産業ガイド**—当リリースは、SEC の産業ガイド³における開示が、投資者に有用か否か、及び当ガイドが、更新され、規則 S-K に組み込まれるべきか否かに関するインプットを要求している。SEC 議長のメアリー・ジョー・ホワイト(Mary Jo White)は、当リリースに係る公開会議において彼女の意見として、ガイド 3 及びガイド 7(これはそれぞれ、銀行及び採鉱事業を営む会社の開示に対処している)に対する潜在的更新に係る別個の作業ストリームが存在する、と言及した。
- **公共ポリシー及び持続可能性事項**—当リリースは、環境、社会及びガバナンス(ESG)に対する懸念として広範に特徴付けられる、持続可能性及び公共ポリシー事項の開示に対するフィードバックを要請している。SEC は、投資者の意思決定に対する ESG 開示の重要性、ESG 事項に関するフレームワークはどのようなものとなるか、及びこれらの開示提供に関連するコスト及び挑戦に関するインプットを、登録者に求めている。
- **添付書類**—当リリースは、SEC 登録書類の添付書類(例えば、重要な契約、及び会計原則の変更に関する監査人からの選好性書簡(preferability letter))に関する様々な規定に係るフィードバックを要求している。
- **縮小(scaled)規定**—当リリースは、小規模報告会社(SRC)及び新興成長会社(EGC)が利用可能な削減された又は縮小された開示が、大規模登録者の他のカテゴリーに対して提供されるべきか否か、及び SEC が、SRC 及び EGC に対する縮小開示規定を拡張又は除去すべきか否かに関する質問を含んでいる。
- **期中報告の頻度**—当リリースは、様式 10-Q に係る期中報告の費用対効果に対するインプットを要請している。それはまた、SEC は、それら報告の規定の内容の変更を検討すべきか、及びそれが、期中報告の頻度を再検討すべきか否か(例えば、年に 2 度、四半期毎、又は月次)についても質問している。

³ 現在、銀行持株会社、石油及びガス事業、不動産リミテッド・パートナーシップ、プロパティ・カジュアリティ（property-casualty）保険アンダーライター、及び採鉱事業による開示に対処する、5つの産業ガイドが存在する。

- 表示及び引き渡し—SEC は、委員会登録書類における情報の「読解可能性及び誘導可能性」を改善する方法についてのフィードバックを要求しており、したがって、相互参照、ハイパーリンク、参照による組み込み、多層報告、構築されたデータ、会社ウェブサイト、及び異なる開示様式の利用に関するコメントを要求している。

何が除外されるか

上述の通り、当リリースは、規則 S-K の選定された事業及び財務情報に対して焦点を当てている。当リリースの焦点ではない公開会社開示問題には、プロキシ・ステートメント(proxy statement)において要求される報酬及びガバナンス情報、非会計基準測定尺度⁴、インライン(inline)XBRL⁵、SEC の EDGR システムの現代化、並びに外国民間発行体(foreign private issuer)、事業開発会社(business development company)、及び他のカテゴリーの登録者に対して要求される開示、が含まれる。

それらのトピックは、SEC の開示有効性プロジェクトの将来ステージでおそらく検討されるであろうし、一部は、インプットのため、将来の要請の対象となりうるであろう。SEC はしかしながら、当リリースでは、それが当リリースの特定焦点外であっても、何らかの開示トピックに対するコメントを奨励している。

あなたは何かができるか

概念リリースは、規則策定プロセスにおける早期ではあるが重要な段階である。SEC は、投資者、会社、及び当リリースに係る他の市場参加者からのフィードバックに関心を示しており、コメント提出に関して、特定の様式を要求していない。あるコメント者は、彼らの見解を、SEC により求められた具体的質問に対する参照のない文章による様式の提示を選択しうるし、他の者は、全ての、又は一部のみのコメント要請への回答を選択しうる。いかなる様式も受諾可能であり、SEC は全ての種類のフィードバックを奨励している。

当リリースに対するコメント期限は、「官報(Federal Register)」での公表後、90 日である。

⁴ 更なる情報については、デロイトの 2016 年 4 月 7 日付の非会計基準測定尺度使用時に問われる上位 10 の質問に係る [Heads Up](#) を参照のこと。

⁵ 当リリースは現在、構築されたデータの一般的費用対効果に対するコメントは求めているが、インラインXBRLには具体的には対処していない。インラインXBRLは、要求される情報及びデータ・タグを、双方向データに関して別個の添付書類を提供するのではなく、一つの文書において会社が登録することを認めるものである。しかしながらホワイト氏の意見では、彼女は、SEC スタッフは、会社が財務諸表をインラインXBRLで登録することを認める委員会の検討に関する提案を、別個に作成しているところである、と言及した。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。